

## 若者・女性活躍推進モデル工事実施要領

### 1. 目的

将来にわたり社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界において若手・女性技術者や技能者を育成・確保していくことが必要である。

本要領は、受注者が40歳以下の若者（以下、「若者」という。）や女性を積極的に現場に配置し、建設業の魅力を発信することにより、建設業に従事する若手・女性技術者や技能者の育成及び建設業への入職の促進を目的とする「若者・女性活躍推進モデル工事」（以下、「モデル工事」という。）の事務の流れや留意事項等を定めたものである。

### 2. 概要

若者又は女性を、主任（監理）技術者、監理技術者補佐（以下、「監理技術者等」という。）又は現場代理人に配置する場合や現場作業に従事する作業員（以下、「作業員」という。）に配置する場合に、総合評価落札方式において加点を行う。

また、モデル工事においては、下記3項目の実施を必須とする。

- (1) 週休2日工事の実施（4週8休以上の現場閉所（休日））
- (2) 快適トイレの設置
- (3) 現場職業体験会の開催

### 3. 対象工事

和歌山県県土整備部が発注する建設工事のうち、下記条件を満たす工事で、発注機関が指定した工事。ただし、災害復旧工事等緊急を要する工事は除く。

- (1) 総合評価落札方式（特別簡易型）の対象となる土木一式工事
- (2) 現場職業体験会を実施するための十分なスペースを確保できる工事

### 4. 総合評価落札方式による評価方法

- (1) 上記2. に規定する総合評価落札方式の評価方法については、「総合評価方式（若者・女性活躍推進モデル工事）落札者決定基準（案）」（別記第1号様式）により行うものとする。

- (2) 評価項目「担い手確保」については、技術提案提出時点で応札者と雇用関係を有する若者又は女性を評価の対象とする。

ただし、監理技術者等及び現場代理人は工事完成までの全期間、作業員は従事作業にかかる全ての稼働日に配置することを加点の条件とする。

### 5. 実施の流れ

#### 【発注時】

- (1) 発注者は、特記仕様書（別紙1）により本要領の対象工事であることを明示する。
- (2) 発注者は、「総合評価方式（若者・女性活躍推進モデル工事）落札者決定基準（案）」において落札者を決定する工事であることを公告に記載するとともに、技術提案作成要領（別紙2）を入札公告に添付する。

#### 【工事の契約後から竣工まで】

- (3) 受注者は、以下の6. から8. に規定する「週休2日工事の実施」、「快適トイレの設置」及び「現場職業体験会の開催」を実施する。
- (4) 受注者は、作業員の現場従事状況を工事日報等により監督員に提出する。（作業員

を加点評価された場合に限る。)

## 6. 週休2日工事の実施

### (1) 週休2日の定義

週休2日工事实施要領3.の規定に基づく。

### (2) 実施の流れ

#### 【発注時】

- ① 発注者は、週休2日工事实施要領5.の規定に基づき、「月単位」の4週8休以上にかかる経費を計上することとし、計上方法を特記仕様書に明示する。  
ただし、港湾事業及び漁港事業は「通期」の4週8休以上の補正係数とする。

#### 【工事の契約後から竣工まで】

- ② 受注者は、週休2日の確保を考慮した計画工程表を監督員に提出する。
- ③ 受注者は、現場閉所（休日）の確保状況を週休2日工事实施要領の別紙2、実施工程表、工事日誌等により監督員に報告する。
- ④ 発注者は、4週8休の達成状況に応じて、週休2日工事实施要領5.の規定に基づき、費用の変更を行う。
- ⑤ 和歌山県県土整備部工事成績評定要領により、工事成績評定での加点を行う。

### (3) 週休2日の確認方法

週休2日工事实施要領7.の規定に基づく。

### (4) 週休2日の評価方法

週休2日工事实施要領8.の規定に基づく。

### (5) 週休2日工事实施の掲示

週休2日工事实施要領9.の規定に基づく。

## 7. 快適トイレの設置

### (1) 快適トイレの仕様

快適トイレを設置する試行工事实施要領（以下、「快適トイレ実施要領」という。）3.の規定に基づく。

### (2) 実施の流れ

#### 【発注時】

- ① 発注者は、快適トイレに要する費用として、快適トイレ実施要領5.に規定されている男女別で1基ずつ計2基の上限額に工期の月数を乗じた額を共通仮設費の営繕費に積み上げ計上し、計上方法を特記仕様書に明示する。

#### 【工事の契約後から竣工まで】

- ② 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員に提出する。また、設置前に「快適トイレチェックシート」（快適トイレ実施要領様式-1）に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督員に提出する。
- ③ 監督員は、設置前に提出された資料を基に、「快適トイレチェックシート」のチェックを行う。
- ④ 監督員は、設置された快適トイレを現場又は机上で「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。
- ⑤ 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、速やかに見積りを監督員に提出する。

⑥ 監督員は、提出された見積りを基に、快適トイレ設置に要する費用を変更する。(積算方法は、快適トイレ実施要領5.の規定に基づく。)

⑦ 監督員は、「快適トイレチェックシート」を設計書に綴って保管する。

(3) 配慮事項

快適トイレ実施要領6.の規定に基づく。

8. 現場職業体験会の開催

(1) 現場職業体験会の開催の目的

現場職業体験会の開催は、受注者が県内の学校に通う学生及びその保護者等を対象とした現場職業体験会を開催し、若者や女性の建設業への入職を促進することを目的とする。

(2) 実施の流れ

【発注時】

① 発注者は、現場職業体験会の開催にかかる費用は、変更協議の対象とすることを特記仕様書に明示する。

【工事の契約後から竣工まで】

② 受注者は、現場職業体験会の開催方法を施工計画書に記載し、監督員に提出する。

③ 受注者は、現場職業体験会の開催に要した費用が確定したときは、速やかに見積りを監督員に提出する。

④ 監督員は、提出された見積りを基に、現場職業体験会の開催に要した費用を現場環境改善費に計上する。

(3) その他

原則、現場において職業体験会を実施することとするが、参加者から申し出を受け、発注者が適当と認めた場合に限り、受注者と監督員で協議を行い、Web形式や建設業の魅力発信に関する動画を作成し配布する等の形式に変更することができる。

9. 評価内容の担保等

配置予定者の途中交代は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等、特別な理由が無い限りこれを認めないこととする。

担い手確保の項目において加点評価された場合の技術提案不履行時におけるペナルティは、工事成績の減点を行うこととする。減点は、法令遵守等違反の5. 文書注意の-8点を採用する。なお、作業員の現場従事日数について、提案時の予定日数を下回った場合でも受注者の責によらないときは減点しないこととする。

監督員が再三指摘したにもかかわらず、週休2日に取り組まなかった場合、快適トイレを設置しなかった場合又は現場職業体験会を開催しなかった場合については、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱別表第1第2項(4)イを適用することとする。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から適用する。

この要領は、令和4年6月8日から適用する。

この要領は、令和6年7月15日から適用する。

この要領は、令和7年6月1日から適用する。

(参考)

「週休2日工事実施要領」

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/syuukyuu2nichi/d00156883.html>)

「快適トイレを設置する試行工事実施要領」

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/toilet/index.html>)

別紙-1		総合評価方式(若者・女性活躍推進モデル工事)落札者決定基準(案)			【若者・女性活躍推進モデル工事に適用】					
県土整備部(振興局建設部)名: ○○振興局建設部										
工事名	○○年度 ○○ 第○○号-○ ○○工事									
工事場所	○○地内									
予定価格	50,000,000 円(税抜き)									
工事概要	延長 ○○ m 幅員○.00m(○.00)m○○工 ○○m									
各評価項目の選定理由	若者又は女性の活躍機会拡大を図るため、若者又は女性を監理技術者等又は現場代理人や作業員に配置した場合に加点評価となるよう選定した。									
価格以外の評価点	配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	/ 1.0	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※県発注工事の業績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注を含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。				
			②55点以上75点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0	1.0 ~ -1.0						
			③55点未満	-1.0						
		(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	/ 1.0		【予定価格(税抜き)1億円未満の工事に適用】 ※技術士は、○○部門又は総合技術監理部門(○○)に対して評価する。			
			②2級土木施工管理技士(○○)	0.5						
			③上記以外	0.0						
		(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士又は技術士(5年以上)	1.0	/ 1.0			【予定価格(税抜き)1億円以上の工事に適用】 ※資格取得後の経過年数を評価する。 ※技術士は、○○部門又は総合技術監理部門(○○)に対して評価する。 ※年数は「資格の取得日から開札日までの経過年数」とする。		
			②1級土木施工管理技士又は技術士(5年未満)	0.5						
			③上記以外	0.0						
		(3)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	/ 1.0				※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。	
	②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		0.5							
	③なし		0.0							
	小計					/ 3.0				
	地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する		1.0	/ 1.0	【予定価格(税抜き)5,000万円以上の工事の場合】 「市町村内」を「建設部管内」とする。なお、海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。			
			②上記以外		0.0					
		(2)大規模災害時の協定締結	①あり		1.0	/ 1.0				
			②なし		0.0					
		(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品	①	過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0		/ 1.0		※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
					同 2件以上5件未満	0.5				
				②	過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0				
③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案					1.0					
県内開発建設技術			⑤	過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1	/ 0.1				
				⑥県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1					
④上記①②③以外		0.0	⑦上記⑤⑥以外		0.0					
小計					/ 3.0 (3.1)					
担い手確保	技術者、現場代理人	① 監理技術者等に若者又は女性を配置		1.0	/ 1.0	※若者とは、技術提案提出時点で40歳以上を対象とする。 ※対象となる若者又は女性とは技術提案提出時点で応札者と雇用関係を有すること。 ※監理技術者等とは、主任(監理)技術者、監理技術者補佐のこと。				
		② 現場代理人に若者又は女性を配置		0.7						
		③ 上記①②以外		0.0						
	作業員	① 作業員に配置する若者又は女性の現場従事延べ日数が現場稼働日数の5割以上		0.3	/ 0.3					
		② 作業員に若者又は女性を2名以上配置(現場従事延べ日数5割未満)		0.2						
		③ 作業員に若者又は女性を1名配置(現場従事延べ日数5割未満)		0.1						
④ 上記①②③以外		0.0	④ 上記①②③以外		0.0					
小計					/ 1.3					
合計					/ 7.3 (7.4)					
標準点(基礎点)	100点									
加算点	換算は行わない									
技術評価点	標準点(基礎点)+加算点									
評価値	(技術評価点/入札価格(千円))×10 <sup>2</sup>									
<p>※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。</li> <li>・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。</li> <li>・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。</li> <li>・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。             <ul style="list-style-type: none"> <li>1)入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格認定において土木工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者</li> <li>・入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において土木工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者</li> </ul> </li> <li>2)入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者</li> <li>・土木工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>										

## 【特記仕様書（例）】

### **若者・女性活躍推進モデル工事について**

本工事は、40歳以下の若者（以下、「若者」という。）又は女性を、主任（監理）技術者、監理技術者補佐（以下、「監理技術者等」という。）又は現場代理人に配置する場合や現場作業に従事する作業員（以下、「作業員」という。）に配置する場合に、総合評価落札方式において加点を行う工事である。「若者・女性活躍推進モデル工事実施要領」に基づき実施する。<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html>

#### 1. 若者又は女性の配置について

応札者と雇用関係を有する、若者又は女性を評価の対象とする。

受注者は、作業員を配置後、作業員の現場従事状況を工事日報等により監督員に提出することとする。

#### 2. 週休2日工事の実施について

受注者は、週休2日工事の実施（4週8休）に取り組むこととする。

週休2日工事の実施にかかる費用は、週休2日工事実施要領5.に基づき、4週8休にかかる費用を計上しているが、達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、設計変更の際に減額変更を行う。

#### 3. 快適トイレの設置について

受注者は、現場に快適トイレを設置することとする。

快適トイレの設置にかかる費用は、快適トイレを設置する試行工事実施要領5.に規定されている男女別で1基ずつ計2基の上限額に工期の月数を乗じた額を共通仮設費の営繕費に計上しているが、快適トイレに要した費用に応じて変更する。

#### 4. 現場職業体験会の開催について

受注者は、現場職業体験会を開催することとする。

現場職業体験会の開催にかかる費用は、設計変更協議の対象とする。

#### 5. 評価内容の担保等

総合評価落札方式において加点評価された場合に、提案どおり若者又は女性が配置されなかった場合は、工事成績の減点を行うこととする。

監督員が再三指摘したにもかかわらず、週休2日に取り組まなかった場合、快適トイレを設置しなかった場合又は現場職業体験会を開催しなかった場合については、入札参加資格停止とする。

## 別紙1

(参考)

「週休2日工事実施要領」

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/syuukyuu2nichi/d00156883.html>)

「快適トイレを設置する試行工事実施要領」

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/toilet/index.html>)

## 技術提案作成要領（例）

【若者・女性活躍推進モデル工事に適用】

入札に付する工事の概要	
工事年度・工事番号	〇〇第〇号
工事名	〇〇〇〇工事
工事場所	〇〇市郡〇〇町村〇〇地内
工事概要	入札公告を参照のこと
工期	
予定価格	
調査基準価格	
支払条件	
契約の保証	
議会の議決	

入札書等の提出方法等	
	<p>入札書、工事費内訳書、入札担当者連絡票及び低入札価格調査意向確認書（調査基準価格を下回った価格で応じた際に、低入札価格調査を受ける意思がある者に限る。）（以下「入札書等」という。）は、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）により提出すること。また、申告点数を電子入札システムにより入力し申告すること。ただし、紙入札により入札を行う場合は、提案様式1に申告点数を記入し提出すること。</p> <p>ただし、入札書等の容量は3メガバイト以内とすること。</p>
入札書等の電子入札システムによる提出期間	〇〇年 月 日（ ） 時 分から〇〇年 月 日（ ） 時 分まで

技術提案の様式及び提出方法	
	<p>技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次の留意事項及び記載例に基づき記載すること。</p> <p>【共同企業体での入札参加を可能とする工事の場合は、標準型（県内・県外混合）に記載している「共同企業体での入札参加等に必要な内容」を準用する。】</p>
ア	技術提案提出書（様式1）
イ	配置予定技術者の資格等（様式2）
ウ	<p>【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】 県産品、リサイクル製品の積極利用（様式3）（その1）及び（その2）</p> <p>【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】 県産品、リサイクル製品の積極利用（様式3）（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）</p>
エ	配置予定技術者の工事成績（様式4）
オ	大規模災害時の応急対策業務取組（様式5）（該当しない場合は提出不要）
カ	【紙入札の場合（発注機関から紙入札の提出を承諾された場合）】 申告点数表（提案様式1）
【キ】	【同種工事の施工実績を求める工事に適用】 同種工事の施工実績（様式6）
【ク】	【配置予定技術者の経験を求める工事に適用】 配置予定技術者の経験（様式7）
【ケ】	若者又は女性の配置（様式8）
	様式のサイズはA4判（A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。）とし、各1部を提出するものとする。
	技術提案は技術提案提出書（様式1）に記載のある提出資料順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。

発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。

なお、技術提案の書面をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。

また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。

ただし、紙入札の場合、提案様式1は入札書の提出時に提出するものとする。

#### 技術提案の内容に関する留意事項

【共同企業体での入札参加を可能とする工事の場合は、標準型（県内・県外混合）に記載している「共同企業体での入札参加等に必要な内容」を準用する。】

配置予定技術者の資格等	
ア	当該工事に配置予定の技術者について、氏名、取得している資格等を様式2に記載し、資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。
イ	<p>継続教育（CPD）認証（各団体推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）の有無について様式2に記載（有の場合は証明機関名称も記載）し、証明書（証明期間の最終日が対象期間内（入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日まで）のものとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間内でない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。）の写しを添付すること。</p> <p>記載する優先順位は、建設系継続教育の内、当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する継続教育、その他の継続教育の順位とする</p> <p>建設系継続教育と認めるのは建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体の証明とする。</p>
ウ	当該工事に配置予定の技術者が専任を要する場合、その技術者については、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する必要があるため、確認できる書類（「監理技術者資格証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか又はこれらに準ずる書類」及び「賃金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること
【エ】	<p>【「予定価格（税抜き）1億円以上の土木一式、管、電気工事又は予定価格（税抜き）2億円以上の建築一式工事」に適用】</p> <p>当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合</li> </ul> <p>【予定価格（税抜き）1億円以上の土木一式、管、電気工事又は予定価格（税抜き）2億円以上の建築一式工事以外に適用】</p> <p>当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事（予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事で配置技術者が非専任の工事を除く。）である場合</li> </ul> <p>ただし、当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。</p>

【オ】          カ	【「予定価格(税抜き)1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事」以外に適用】 当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること。 ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合 ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事（予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事で配置技術者が非専任の工事を除く。）である場合  落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。ただし、特別な理由がある場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。
【キ】	【監理技術者の在籍条件を求める工事に適用】 監理技術者の数（〇名以上）を確認できる資料として、〇〇工事の監理技術者証の写し及び〇〇工事の監理技術者講習受講証明書の写しを添付すること。
【同種工事の施工実績を求める工事に適用】 同種工事の施工実績	
ア	〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した〇〇による〇〇工事の施工実績の中から代表的なものを1件、様式6に記載するものとする。
イ	共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。
ウ	記載した施工実績のすべての内容が確認できる資料として、記載する工事のCORINS（竣工登録）の写しを添付すること。 なお、CORINSに登録されていない場合は、契約書（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）の写し又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。 ただし、CORINS又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。
【配置予定技術者の経験を求める工事に適用】 配置予定技術者の経験	
ア	〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した工事で、配置予定技術者の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、現場代理人又は監理技術者補佐として〇〇による〇〇工事の施工経験の中から代表的なものを1件、様式7に記載するものとする。 施工経験は、求める工種や工事内容を施工したすべての期間で配置予定技術者が従事した工事を対象とする。 なお、所属企業が異なる（以前の勤務先での）施工経験も対象とする。
イ	共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上の場合に限る。
ウ	記載した施工実績のすべての内容が確認できる資料として、記載する工事のCORINS（竣工登録）の写しを添付すること。 CORINSに登録されていない場合は、契約書（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）の写し又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。 ただし、CORINS又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。 なお、契約書の写し又は施工実績証明書については、従事期間が確認できる資料を添付すること。 工期と従事期間が異なる場合は求める工種や工事内容を施工したすべての期間で配置予定技術者が従事したことがわかる工程表等を添付すること。
県産品、リサイクル製品の積極利用	
	県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）について、様式3（その1）及び（その2）に記載すること。評価においては下記の①②③の基準で行う。提案においては複数項目に記載することもできるとし、評価においては最も得点の高いもので行う。

①	<p>入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。以下同じ。）の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。</p> <p>共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。</p>
②	<p>入札書を提出した日から起算して過去1年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。</p> <p>共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。</p>
③	<p>仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県産品、リサイクル製品であることを証明する書類の添付を求めるものとする。この場合、リサイクル製品は県産認定された県認定リサイクル製品に限る。</p> <p>ただし、けんさんびん登録されていない県産品建設資材を提案する場合は、和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号又は第3号の条件を満たす県産品建設資材であるものとし、和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号に該当する県産品建設資材を提案する場合は、あらかじめ製造会社の同意を得るものとする。（様式3その2に記載）</p>
④【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】	<p>県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）について、様式3（その3）及び（その4）に記載すること。評価においては下記の⑤⑥の基準で行う。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においてはいずれか得点の高いもので行う。</p>
⑤	<p>入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の県内開発建設技術の使用が有る県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を評価し、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。</p> <p>共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。</p>
⑥	<p>県内開発建設技術の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県内開発建設技術であることを証明する書類の添付を求めるものとする。</p>
配置予定技術者の工事成績	

ア	<p>配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、〇〇年４月１日から公告の日の前日までに工事目的物の完成及び引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）１，５００万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の工事成績評定点を様式４に全て記載すること。</p> <p>ただし、工期の１／２以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属していた工事は対象としない。</p> <p>主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有したうえで、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を様式４に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人又は監理技術者補佐として全工事期間に配置されたものに限る。</p> <p>また、県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された工事を対象とするため、配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、〇〇年４月１日から公告の日の前日までに工事目的物の完成及び引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）１，５００万円以上の工事が該当する場合に限り、工事成績評定点を様式４に全て記載すること。</p> <p>ただし、工期の１／２以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。</p> <p>なお、主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を様式４に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人又は監理技術者補佐として全工事期間に配置されたものに限る。</p>
イ	<p>共同企業体構成員としての工事成績評定点は、出資比率が２０％以上の場合に限る。</p>
配置予定技術者を入札時に特定できない場合	
	<p><b>【電子入札の場合】</b>  上記の配置予定技術者の資格等及び配置予定技術者の工事成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、電子入札システムの申告点数入力ページの配置予定技術者の氏名欄に候補者全てを入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。  また、最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出すること。</p> <p><b>【紙入札の場合】</b>  上記の配置予定技術者の資格等及び配置予定技術者の工事成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、候補者１名につき提案様式１及び各様式１枚とし、審査においては資格等の評価が低い配置予定技術者で行う。  また、最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出すること。</p>

大規模災害時の協定締結	
ア	入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で40点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると申請をしている者は、申請内容を様式5の①に記載することができる。この場合、確認書類を添付することとし、当該工事に関連した取組みが確認できれば評価する。
イ	入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者であっても、入札書提出日時点において、入札参加資格認定（再認定を受けた者については再認定）後に「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は、削除日を様式5の②に記載すること。
ウ	入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者であっても、入札書提出日時点において、〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は、その申請書の提出日を様式5の③に記載すること。
エ	入札書提出日時点において、入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者は、加点評価するものとし、様式5の提出は不要である。
若者又は女性の活躍機会拡大	
ア	若者又は女性の配置について、様式8に記載すること。提案が複数該当する場合は、技術者、現場代理人及び作業員それぞれで最高評価点となる提案のみに○をつけること。
イ	配置予定者の職種欄は、主任（監理）技術者、監理技術者補佐、現場代理人又は作業員のいずれかを記入すること。 ただし、選択できる職種は配置予定者1名につき1つとする。
ウ	配置予定者については、直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する若者（技術提案提出日時時点で満40歳以下）又は女性が加点対象となるため、雇用関係及び年齢を確認できる書類（「監理技術者資格証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか又はこれらに準ずる書類」及び「貸金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること。
エ	作業員に若者又は女性を配置する場合は、配置予定者の氏名・配置予定者が従事する作業内容・配置予定者の現場従事日数及び現場従事日数割合を明らかにした作業計画書等を添付すること。作業員は、従事する作業内容にかかる全現場稼働日に配置すること。
申告点数	
	電子入札システムにより入札を行う場合は、電子入札システムに申告点数を入力するものとする。なお、配置予定技術者を入札時に特定できない場合は、配置予定技術者の氏名欄に候補者全て入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。紙入札により入札を行う場合は、申告点数表（提案様式1）に申告点数を記入し、提出すること。 書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。 ①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。 ②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。） 当該様式の提出がない場合は失格とする。 申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。
落札者決定基準	
	落札者決定基準は別紙-1のとおりとする。

苦情申し立て	
	発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適合通知書により通知するものとする。

<p>入札参加資格要件不適合通知書を受理した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。</p>
<p>当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書（条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第7号様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。</p>
<p>発注機関の長は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。</p>
<p>苦情申立書の受付窓口、受付時間</p> <p>苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">受付窓口：〒〇〇〇-〇〇〇〇  〇〇市〇〇〇〇  〇〇振興局建設部〇〇課</p> <p style="text-align: center;">受付時間：休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで</p>

その他の留意事項	
	<p>入札書等、技術提案及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。</p>
	<p>技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。</p>
	<p>技術提案に虚偽の記載をした者は、当該工事の落札者として決定されない。また、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づき入札参加資格停止を行うことがある。</p>
	<p>提出された技術提案は、返却しない。</p>
	<p>電子入札システムにより提出する書類は、和歌山県公共工事等電子入札運用基準に規定するアプリケーションソフトの使用、及びファイル形式により保存すること。</p>
	<p>技術提案の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあつた場合には、その内容を和歌山県公共工事等入札情報システム等に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇  〇〇振興局建設部〇〇課  電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>

(様式1) (若者女性活躍推進モデル工事)

## 技術提案提出書

工事番号： ○○第○号  
工事名： ○○○○工事

上記工事に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第4条第1項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 様式2及び配置予定技術者の資格を証明する書類（証明書類 有 ・ 無）
- 2 継続教育（CPD）の証明書の写し（有 ・ 無）
- 【3】 【予定価格（税抜き）1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】  
主任技術者の兼務届出書  
※他の工事の配置技術者と兼務する場合のみ
- 4 【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】  
様式3の（その1）及び（その2）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（工事成績評価結果通知書の写し又はけんさんびん登録通知書等）  
（証明書類 有 ・ 無）  
【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】  
様式3の（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（工事成績評価結果通知書の写し、けんさんびん登録通知書の写し又は県内開発建設技術登録通知書の写し等）  
（証明書類 有 ・ 無）
- 5 様式4
- 6 様式5及び大規模災害時の協定締結を証明する書類（該当する場合のみ）
- 【7】 【同種工事の施工実績を求める工事に適用】  
様式6及び同種工事の施工実績を証明する書類
- 【8】 【配置予定技術者の経験を求める工事に適用】  
様式7及び配置予定技術者の経験を証明する書類
- 【9】 【若者・女性活躍推進モデル工事に適用】  
様式8
- 【10】 【特定建設業の許可後の継続年数を求める工事に適用】  
特定建設業の許可を受け、継続して○年を経過していることを証明する書類
- 【11】 【監理技術者の在籍条件を求める工事に適用】  
○○工事の監理技術者証の写し（○名分以上）

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

商号

代表者氏名

総合評価方式(若者・女性活躍推進モデル工事) 申告点数表(案)

【若者・女性活躍推進モデル工事に適用】

工事名	
工事場所	
予定価格	
会社名	
許可番号	
配置予定技術者の氏名	

評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数	備考	
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	~1.0	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特別監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※無免許工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注を含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事実績がない場合は、0.5点とする。	
		②55点以上75点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0	1.0			
		③55点未満	-1.0			
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	【予定価格(税抜き)1億円未満の工事に適用】 ※技術士は、〇〇部門又は総合技術監理部門(〇〇)に対して評価する。		
		②2級土木施工管理技士(〇〇)	0.5			
		③上記以外	0.0			
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士又は技術士(5年以上)	1.0	【予定価格(税抜き)1億円以上の工事に適用】 ※資格取得後の経過年数を評価する。 ※技術士は、〇〇部門又は総合技術監理部門(〇〇)に対して評価する。 ※年数は「資格の取得日から開札日までの経過年数」とする。		
		②1級土木施工管理技士又は技術士(5年未満)	0.5			
		③上記以外	0.0			
	(3)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	①建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、選定資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に異なる。	
②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)			0.5			
③なし			0.0			
小 計						
価格以外の評価点	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	1.0	【予定価格(税抜き)5,000万円以上の工事の場合】 市町村内(建設部管内)とする。なお、南海建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。		
		②上記以外	0.0			
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品	①過去2年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	※「過去2年間」とは、当該年度を含み12ヶ月前の4月1日から入札書を提出した日までを対象とする。 ※「過去1年間」とは、入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。	
			同 2件以上5件未満	0.5		
		②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0			
		③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0			
		④上記①②③以外	0.0			
		県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1		【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1		
	⑦上記⑤⑥以外	0.0				
小 計						
担い手確保	若者又は女性の活躍機会拡大	技術者、現場代理人	① 監理技術者等に若者又は女性を配置	1.0	※若者とは、技術提案提出時点で40歳以下を対象とする。 ※対象となる若者又は女性は技術提案提出時点で応募者と雇用関係を有すること。 ※監理技術者等とは、主任(監理)技術者、監理技術者補佐のこと。	
			② 現場代理人に若者又は女性を配置	0.7		
			③ 上記①②以外	0.0		
	作業員	① 作業員に配置する若者又は女性の現場従事延べ日数が現場稼働日数の5割以上	0.3	※若者とは、技術提案提出時点で40歳以下を対象とする。 ※対象となる若者又は女性は技術提案提出時点で応募者と雇用関係を有すること。 ※従事する作業内容にかかる全現場稼働日に配置すること。		
		② 作業員に若者又は女性を2名以上配置(現場従事延べ日数5割未満)	0.2			
		③ 作業員に若者又は女性を1名配置(現場従事延べ日数5割未満)	0.1			
④ 上記①②③以外	0.0					
小 計						
合 計						

※

- 書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。
  - 申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。
  - 申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。(申告点数の修正は行わない。)
- 当該様式の提出がない場合は失格とする。
- 申告点数が記載されていない(内容が確認できない場合を含む。)場合は、その記載されていない申告点数については0点(マイナス評価がある場合は最も低い評価点)に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった(記載されていない場合等を含む。)場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。
- 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に申告点数表を作成すること。
- 過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとし、その申告点数は小数第1位まで記載する。
- 本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。
  - 入札書提出日時において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。
    - 入札参加資格認定において土木工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者
    - 入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において土木工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者
  - 入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。
    - 「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者
    - 土木工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者

(様式8)

【若者・女性活躍推進モデル工事に適用】

## 若者又は女性の配置

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

若者（40歳以下の若者）又は女性

提案 (注1)	技術者、現場代理人 (最高評価点となる提案 に○をつけること)		監理技術者等に若者又は女性を配置		
			現場代理人に若者又は女性を配置		
	作業員 (最高評価点となる提案 に○をつけること)		作業員に配置する若者又は女性の現場従事延べ日数が現場稼働日数の5割以上		
			作業員に若者又は女性を2名以上配置(現場従事延べ日数5割未満)		
			作業員に若者又は女性を1名配置(現場従事日数5割未満)		
配置予定者					
番号	職種	現場従事日数	氏名	性別	生年月日
①	〇〇技術者	全期間	〇〇 〇〇	男	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日(満〇〇歳)
②	作業員	現場稼働日数の5割以上	〇〇 〇〇	女	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日(満〇〇歳)

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 年齢は、技術提案提出時点のものとする。
- ※ 雇用関係及び年齢を確認できる書類を添付すること。
- ※ 作業員に若者又は女性を配置する場合は、配置予定者・配置予定者が従事する作業内容・配置予定者の現場従事日数及び現場稼働日数割合を明らかにした作業計画書等を添付すること。(様式問わず)
- ※ 本工事は、週休2日工事の実施、快適トイレの設置、現場職業体験会の開催を必須とする。
- ※ 選択できる職種は配置予定者1名につき1つとする。

(注1) 本提案について、加点評価された場合には、提案不履行時に工事成績の減点を行うこととする。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。